

第3次

人権教育・啓発の推進に関する

伊勢崎市基本計画

2025 - 2035



伊勢崎市

はじめに



人権は、人として幸せに生きるために、誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵害されることのない基本的な権利です。この権利により、私たちの生命や自由、平等が保障され、一人ひとりの尊厳が認められています。

伊勢崎市では、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指し、平成27(2015)年に「第2次人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画」を策定し、人権に関する様々な課題の解決に取り組んでまいりました。

しかしながら、DV、いじめや児童虐待、障害者や外国人に対する偏見や差別、同和問題など、様々な人権課題が依然として存在しています。また、近年では、社会情勢の変化や価値観の多様化が進展する中、インターネットによる人権侵害や性的マイノリティへの偏見など、新たな課題も生じており、人権を取り巻く状況は複雑化・多様化しています。

こうした状況の変化に的確に対応し、人権が尊重されるまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、「第3次人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合う共生社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策を積極的に推進してまいります。市民の皆様におかれましては、引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、御審議いただきました人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画推進協議会委員の皆様をはじめ、人権に関する市民意識調査などを通じて貴重な御意見をいただきました市民の皆様に、心より感謝を申し上げます。

令和7年3月

伊勢崎市長

臂 泰雄

第3次人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画

発行日 令和7年(2025年)3月

発行 伊勢崎市

編集 市民部人権課

〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地

T E L : 0270-27-2730

F A X : 0270-23-9800

E-mail : jinken@city.isesaki.lg.jp

第1章 基本的な考え方	1
1 策定の趣旨	2
2 計画の目標	2
3 計画の位置付け	2
4 計画期間	3
5 推進体制	3
6 SDGsの理念	4

第2章 重要課題における人権教育・啓発の推進	5
1 女性	6
2 子ども	8
3 高齢者	10
4 障害者	12
5 同和問題	14
6 外国人	16
7 感染症患者等	18
8 犯罪被害者等	19
9 インターネットによる人権侵害	20
10 性的マイノリティ	21
11 その他の人権課題	22

第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	23
1 家庭	24
2 地域社会	25
3 学校等	26
4 企業・団体等	27

第4章 人権に関係の深い職業従事者に対する人権教育・啓発の推進	29
1 教職員・社会教育関係者	30
2 医療・保健福祉関係者	31
3 行政・消防職員	32

資料編	33
1 人権に関する市民意識調査の概要	34
2 人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画推進協議会設置要綱	38
3 人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画推進協議会委員名簿	39

第1章

基本的な考え方

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の目標
- 3 計画の位置付け
- 4 計画期間
- 5 推進体制
- 6 SDGsの理念

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

人権は、誰もが生まれながらに持っている基本的な権利であり、人が社会において自由で幸福な生活を営むために欠かすことのできない大切なものです。

本市では、市民一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現を目指して、平成27(2015)年に第2次人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画(以下「前計画」という。)を策定し、関係機関と緊密に連携しながら、人権教育及び人権啓発に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、計画策定から10年が経過する中、社会情勢の変化や市民意識の多様化などに伴い、人権課題は更に複雑化し、また、新たな課題も生じてきています。

こうした状況に的確に対応するため、前計画の成果や課題を踏まえ、人権施策の方向性を示す第3次人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画(以下「本計画」という。)を策定しました。

2 計画の目標

人権尊重を習慣や文化として日常生活の中に定着させ、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合う共生社会の実現を目指し、あらゆる機会を通じて、人権教育・啓発を推進していくことを本計画の目標とします。

3 計画の位置付け

本計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の第5条の規定に基づき策定するものであり、また、第3次伊勢崎市総合計画との整合性*を図りながら、本市の人権教育及び人権啓発の推進に関する施策の方向性を示すものです。

各種施策については、市民や企業、関係機関や団体などと緊密に連携・協力することにより、効果的に推進します。

4 計画期間

本計画の計画期間は、第3次伊勢崎市総合計画に合わせ、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間とします。

ただし、人権を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5 推進体制

- ① 外部委員で構成する人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画推進協議会の意見や提案を聴きながら、庁内組織の人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画策定・推進委員会を中心に関係部局と連携して各種施策を推進します。
- ② 本計画の実効性を高めるため、国や県、他市町村、群馬県中央地域人権啓発活動ネットワーク協議会*をはじめとする関係機関、企業、マスメディア、市民団体などと緊密に連携します。
- ③ 地域社会や家庭などにおいて、人権教育・啓発を行う市民団体などの活動に、積極的に協力や支援を行います。
- ④ 本計画の推進に当たっては、あらゆる機会を通じて、人権教育・啓発に関する情報発信を行い、幅広く市民の意見を聴きながら効果的に取り組みます。
- ⑤ 本市が実施する各種施策の推進に当たっては、本計画の趣旨を踏まえ、常に人権尊重の理念を重視します。

※ 第3次伊勢崎市総合計画との整合性：本計画は、第3次伊勢崎市総合計画の重点施策7-2人権を尊重するまちづくりの推進に基づく関連計画です。

※ 群馬県中央地域人権啓発活動ネットワーク協議会：前橋市、渋川市、北群馬郡榛東村、同郡吉岡町、伊勢崎市及び佐波郡玉村町に所在する人権啓発活動に関わる機関が連携・協力し、各種の人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的とした団体。

6 SDGsの理念

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年の国連サミットにおいて、全会一致で採択された令和12（2030）年を達成期限とする国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念としています。

また、経済、社会、環境の三側面を不可分なものとする統合的な取組となっており、国や地方自治体を含む様々な関係者の連携や役割を重視しています。

本市においても、第3次人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画では、新たにSDGsの理念を踏まえ、計画を推進していきます。



第2章

重要課題における人権教育・啓発の推進

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障害者
- 5 同和問題
- 6 外国人
- 7 感染症患者等
- 8 犯罪被害者等
- 9 インターネットによる人権侵害
- 10 性的マイノリティ
- 11 その他の人権課題

1 女性

現状と課題

平成11(1999)年に男女共同参画社会基本法が制定され、基本理念として第3条に男女の人権の尊重が掲げられています。男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保される男女共同参画社会の形成に関する施策の推進が重要です。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス* (無意識の思い込み) など、様々な分野における男女の不平等感は依然として残っており、社会経済情勢が変化し続ける中、女性だけでなく男性にとっても、自らの意思によって多様な生き方を選択できる環境づくりは、より一層重要なものになっています。また、女性の人権を著しく侵害しているDVやストーカー行為、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなどは、人権に関する課題として十分に認識されているとはいえません。

こうした状況に対応するため、本計画及び第4次伊勢崎市男女共同参画計画に基づき、各種施策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。

施策の方向性

1 男女共同参画の視点に立った意識づくりの推進

人権の尊重や男女平等の意識を高めるとともに、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消を図るため、あらゆる分野において、男女共同参画の視点に立った意識づくりを推進します。

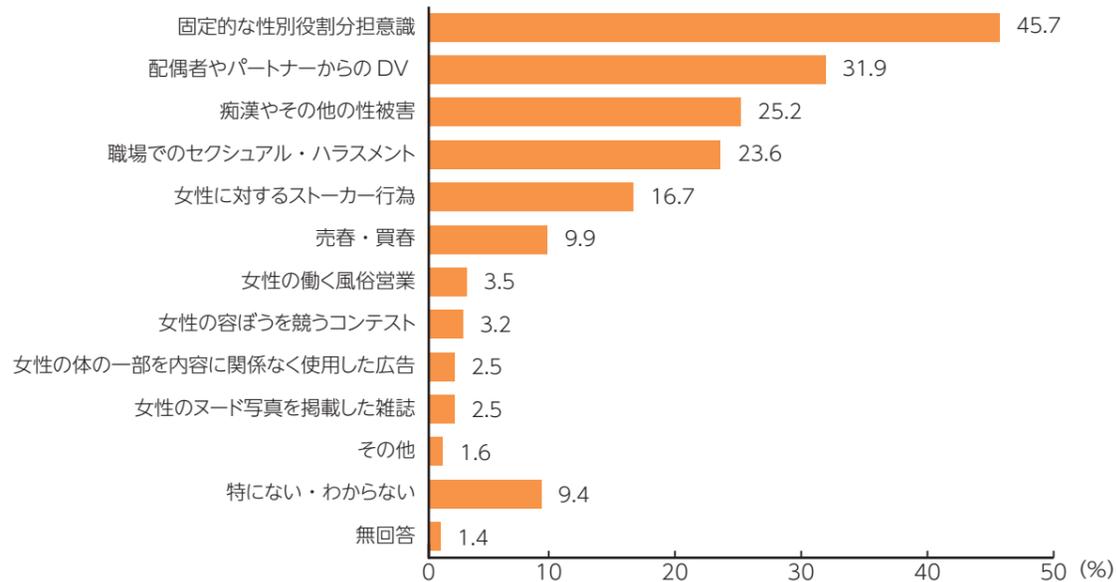
2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

職場、家庭、地域社会など、あらゆる分野において、女性の参画が拡大し、実質的な男女間の機会の平等が図られるよう、政策・方針決定過程などの意思決定の場への、女性の積極的な登用を促進します。

3 男女が安心して暮らせる環境づくりの推進

配偶者などからの暴力行為やセクシュアル・ハラスメント、性暴力などは、重大な人権侵害です。暴力は決して許されないという意識を地域社会全体で共有するため、予防や啓発を積極的に推進するとともに、相談・支援体制の充実を図ります。

女性に関することで人権上問題と思うのはどのようなことですか。(複数回答)



資料：人権に関する市民意識調査（令和5年度）

関連するSDGsのゴール



* アンコンシャス・バイアス：誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境や所属する集団の中で無意識のうちに形成され、既成概念・固定観念となっていく。

2 子ども

現状と課題

子どもを取り巻く環境は、少子化や情報化の進展などにより大きく変化しており、心の問題を抱える子どもは増加傾向にあります。また、いじめや不登校など、心身の健全な成長や発達に深刻な影響を与える問題も、依然として憂慮すべき状況にあります。

子どもが健全に成長できる環境を地域、家庭、学校及び行政が連携して整備するとともに、子どもを一人の人間として認め、意見や気持ちを尊重し、成長段階に応じた悩みに応えられる支援体制を充実させることが求められています。

また、本市では、増加する虐待通告や児童相談に対応するため、平成22(2010)年度に子育て相談センターを開設し、令和2(2020)年度からは子ども家庭総合支援拠点の機能を有する子ども家庭相談支援センターを設置しています。

児童虐待は心身の成長や人格形成に大きな影響を及ぼし、将来の世代の育成に懸念を及ぼす行為であるとの意識を醸成することと、児童虐待の早期発見及び早期対応のための関係機関との連携による更なる体制整備が求められています。

施策の方向性

① いじめ・不登校・問題行動などの防止

大人との信頼関係の下で、子ども同士の仲間意識や他者を認める意識を高めるとともに、自己肯定感や自己有用感を味わえる学級づくりを通じて、いじめ・不登校・問題行動などの未然防止を図ります。

また、学校、家庭、地域が連携して課題解決に向けた取組を推進するとともに、警察や児童相談所などとの連携を強化します。

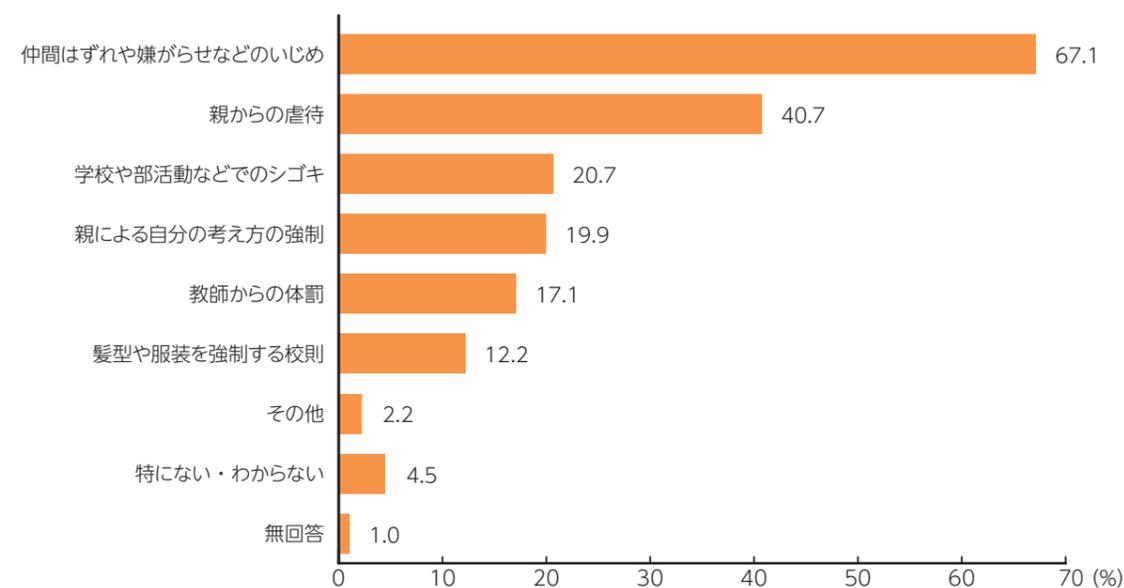
② 子どもの社会参加・体験活動の促進

育成団体と地域、行政が協力し合い、家庭や学校と連携しながら、子どもが安心して体験活動や社会参加活動に参加できる機会を提供し、豊かでたくましい心身の育成に取り組みます。

③ 児童虐待の防止

児童虐待の防止に向けた啓発活動を推進するとともに、虐待を受けている児童を早期に発見して適切な支援を行うため、保健・福祉・医療・教育などの関係機関で構成する伊勢崎市要保護児童対策地域協議会の更なる充実を図ります。

子どもに関することで人権上問題と思うのはどのようなことですか。(複数回答)



資料：人権に関する市民意識調査（令和5年度）

関連するSDGsのゴール



3 高齢者

現状と課題

我が国は、急速な少子高齢化により、世界でも例を見ない超高齢社会を迎えています。

本市の高齢化率は、令和6(2024)年3月31日時点で25.7%であり、全国平均を下回っているものの、今後も上昇することが予想されています。

このような中、高齢者が地域社会で自立した生活を営めるよう、令和6(2024)年に第9期伊勢崎市高齢者保健福祉計画を策定し、介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいが切れ目なく提供される地域包括ケアシステム*の実現に努めています。

高齢者が生涯を通じて健康で生きがいを持ち、誰もが長生きしてよかったと実感できる、「誰一人取り残さない」心豊かで活力ある高齢社会をつくることが求められています。そして、高齢者の尊厳を守り、高齢者とその家族が安心して暮らしていくために、高齢者虐待の防止や各種福祉サービスの充実を図るとともに、高齢者を介護している家族への支援の充実や介護予防の推進も求められています。

施策の方向性

1 地域社会における「健康長寿社会」づくりの推進

伊勢崎市高齢者保健福祉計画の基本理念に基づき、住み慣れた地域で、支え合い、つながり合い、安心して暮らすことのできる健康長寿社会づくりを推進します。

2 高齢者の生きがいづくりの積極的推進

高齢者の生きがいづくりとして、豊富な知識や経験などを活用した地域活動や社会活動を推進するとともに、地域の青少年や子どもとの交流を促進します。

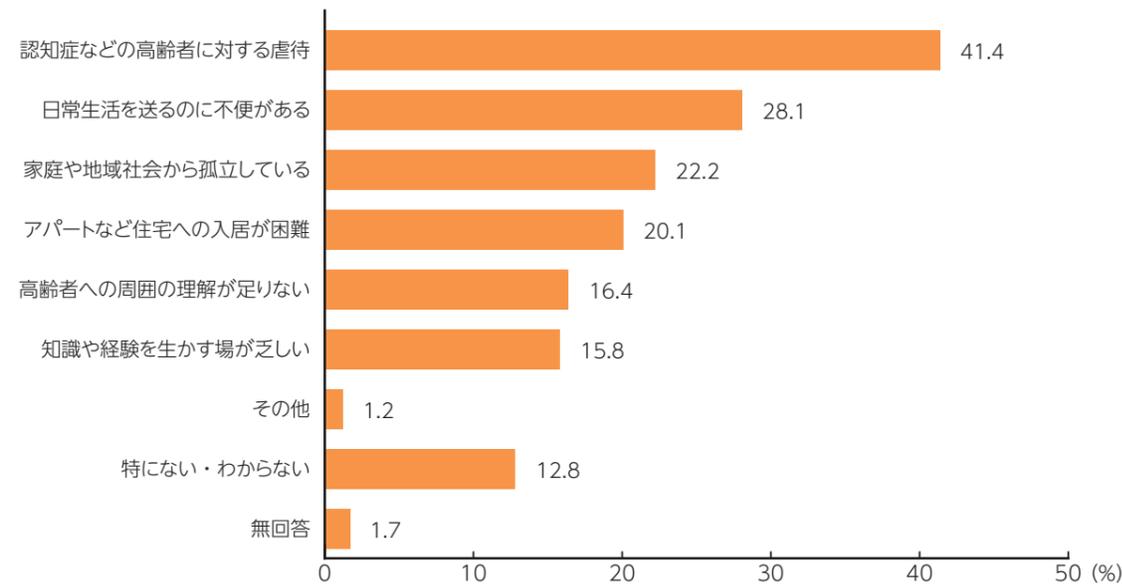
3 高齢者の人権擁護の推進

高齢者の人権を守るために、認知症高齢者などの権利擁護事業や高齢者への虐待防止体制の充実を図ります。

4 高齢者福祉サービスの充実

高齢者の自立支援や在宅介護家族の支援を推進するため、介護予防事業や各種高齢者福祉サービスの充実を図ります。

■ 高齢者に関することで人権上問題と思うのはどのようなことですか。(複数回答)



資料：人権に関する市民意識調査（令和5年度）

関連するSDGsのゴール



* 地域包括ケアシステム：高齢者の尊厳保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、包括的な支援やサービスを提供する体制。

4 障害者

現状と課題

本市では、障害者を取り巻く社会環境の変化と多様なニーズに対応するため、令和3(2021)年に第3次伊勢崎市障害者計画を策定するとともに、令和6(2024)年に第7期伊勢崎市障害福祉計画・第3期伊勢崎市障害児福祉計画を策定し、障害者施策の推進を図っています。

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を実現するため、障害者への合理的配慮の提供が求められています。障害や障害者への理解を一段と深め、障害者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らすためには、地域社会全体で支えていく環境を整備するとともに、障害者のニーズを的確に把握した上で、障害の特性に応じた自立と社会参加を促進する施策の展開が課題となっています。また、伊勢崎市障害者就労支援協議会の取組により、障害者雇用は前進しつつありますが、障害者が安心して働き続けるための総合的な支援策が求められています。さらに、大規模な災害が発生した場合の要支援者への対応も急務となっています。

施策の方向性

① 障害者の自立支援と社会活動への参加の推進

障害者の就労支援や障害者の生活支援のための地域生活支援拠点等*の拡充などにより、障害の特性に応じた社会参加を促進し、障害者が地域社会の一員として、生き生きと活躍することのできる環境を整備します。

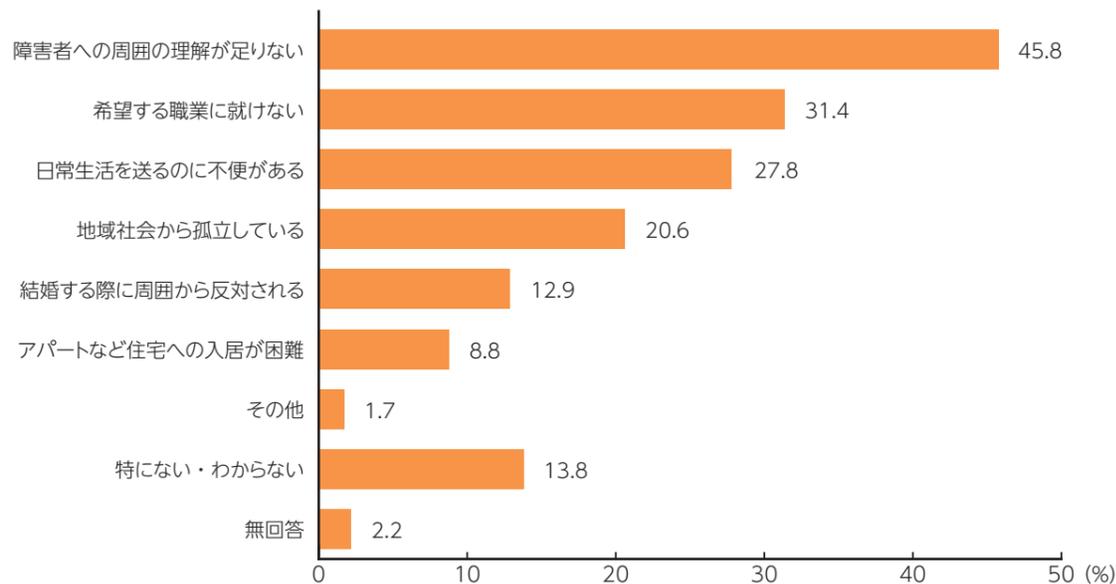
② 地域における生活支援と情報提供の充実

障害者の相談支援の拠点となる障害者基幹相談支援センターの機能を強化し、医療や教育、他の福祉分野の支援機関と連携した切れ目のない支援体制を整備することにより、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように支援します。

③ 障害や障害者に対する理解の促進

地域社会の中に存在し、障害者が暮らしにくさを感じる物理的なバリア、制度的なバリア、文化・情報面のバリア、意識上のバリアの解消に努め、市民一人ひとりが障害や障害者に対する正しい理解を深めるための取組を推進します。

障害者に関することで人権上問題と思うのはどのようなことですか。(複数回答)



資料：人権に関する市民意識調査（令和5年度）

関連するSDGsのゴール



* 地域生活支援拠点等：障害者などの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能を、地域の実情に応じて整備し、障害者などの生活を地域全体で支えるサービス提供体制。

5 同和問題

現状と課題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、基本的人権が侵害される我が国固有の人権問題です。

昭和40(1965)年の同和対策審議会答申では、同和問題について「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とされ、昭和44(1969)年に制定された同和対策事業特別措置法に基づき、同和問題解決のための各種施策が実施されてきました。

平成28(2016)年に施行された部落差別の解消の推進に関する法律では、「現在もなお部落差別が存在する」とされ、国及び地方公共団体の責務として、相談体制の充実と教育及び啓発に努めることが定められました。

本市では、これまで同和問題解決のための様々な取組を実施してきましたが、情報化の進展などに伴い、インターネット上での差別的な書き込みなど、同和問題を取り巻く状況に変化が生じていることを踏まえ、今後も人権教育及び人権啓発を積極的に推進していく必要があります。

施策の方向性

① 人権教育の推進

学校教育では、同和問題をはじめとする人権問題への理解を深め、その解決に関わろうとする態度が身に付くよう、子どもの発達段階に即して、生命や人権尊重の精神など「心の教育」を基盤とした計画的かつ継続的な指導や啓発に努めます。また、教職員の資質や指導力の向上に努め、人権教育の一層の充実を図ります。

② 人権啓発の推進

偏見や差別意識の解消を図るため、引き続き、講演会や研修会を開催するとともに、市の広報紙やホームページ、SNSなどの媒体を活用し、効果的な啓発を推進します。

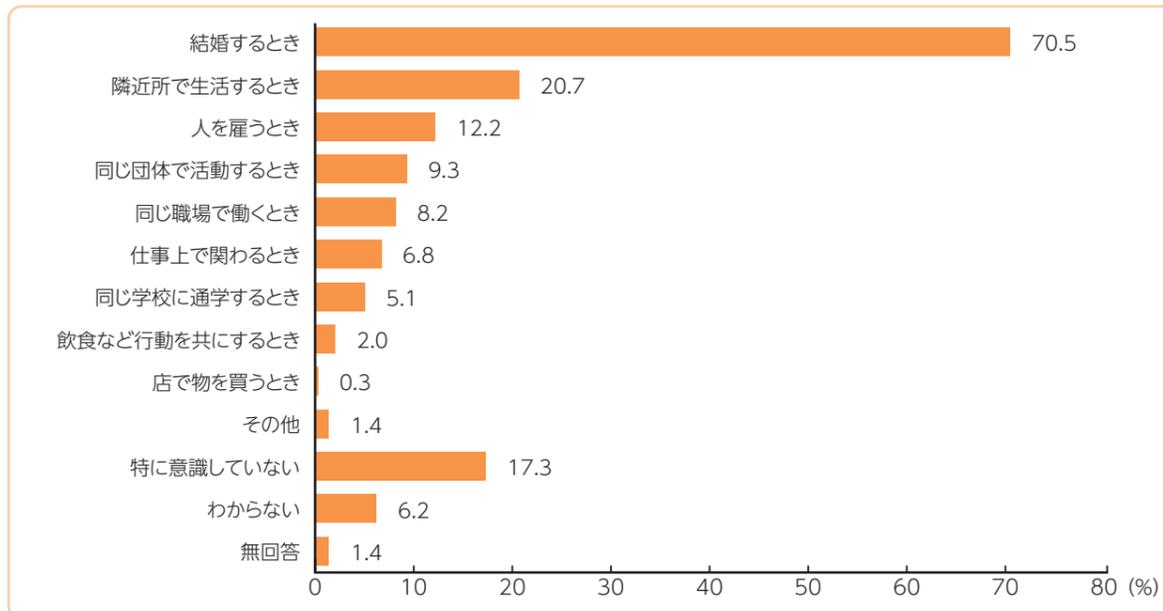
③ 相談・支援体制の充実

市民団体が実施する生活・人権相談を支援するとともに、同和問題に関する人権侵害の解決の場として、法務局や人権擁護委員協議会などと連携し、相談・支援体制の充実を図ります。

④ 隣保館・集会所活動の充実

隣保館では、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、各種事業を積極的に推進します。また、集会所においても、住民の交流や人権啓発のための講座及び交流教室を積極的に開催します。

どのような場合に同和問題を意識していると思いますか。(複数回答)



資料：人権に関する市民意識調査（令和5年度）

関連するSDGsのゴール



6 外国人

現状と課題

本市は、平成2(1990)年の出入国管理及び難民認定法の改正に伴い、日系南米人を中心に外国人住民が増加し、その後の世界的な金融危機や東日本大震災などの影響により、減少傾向となりました。平成26(2014)年度以降は再び増加に転じ、令和6(2024)年4月1日時点で66箇国15,478人となっており、全人口211,923人の約7.3%を占めています。

出入国管理及び難民認定法の改正以来、来日した外国人住民の定住化や永住化が進んでおり、高齢期を迎える外国人住民が安心して暮らせるための方策や、災害時や地域社会において、共に地域を支える生活者としての多文化共生が求められています。

また、海外都市との国際交流として、昭和61(1986)年7月にアメリカ合衆国ミズーリ州スプリングフィールド市と姉妹都市提携、平成元(1989)年11月には中国安徽省馬鞍山市と友好都市提携をするなど、国際交流の各種事業を展開し、相互理解を深めるとともに、国際性豊かな人材の育成に努めています。

施策の方向性

1 多文化共生・多文化理解の推進

全ての市民が国籍を問わず、言語、文化、習慣の違いをお互いに理解し、地域社会で安心して生活できるよう多文化共生を推進します。

2 相談窓口の充実

日本語の不自由な外国人住民のために、外国人の住民登録や査証、国籍、婚姻、出生問題など人権に配慮した母国語による外国人相談窓口の充実を図ります。

3 日本語の学習機会の充実

日本語や生活のルールなどを学習する日本語教室の運営拡大や日本語教師による人権に配慮した指導など、資質の向上に努めます。

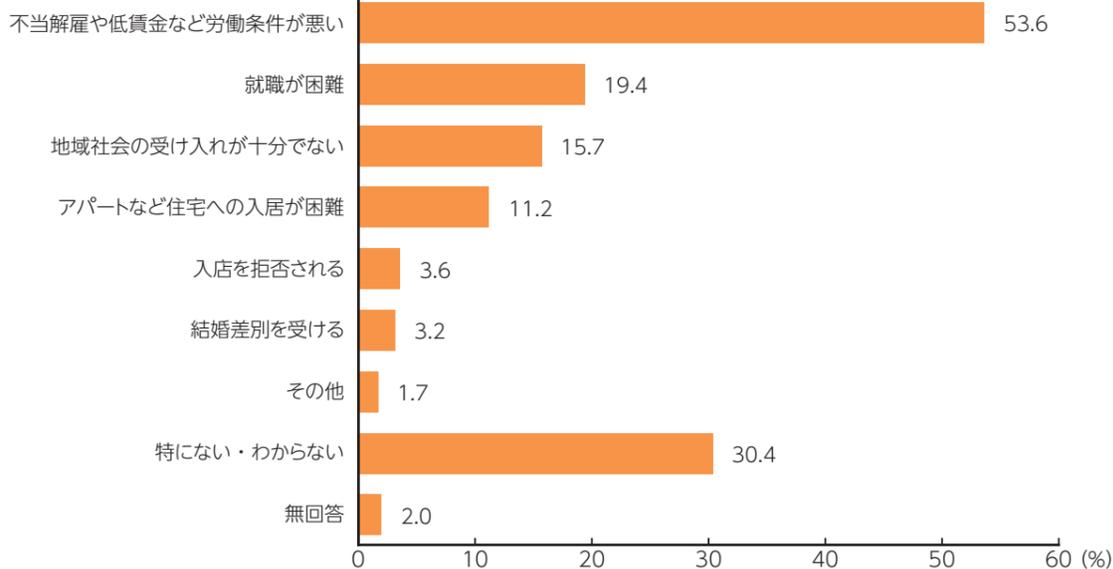
4 姉妹友好都市交流の推進

アメリカ合衆国ミズーリ州スプリングフィールド市及び中国安徽省馬鞍山市をはじめ諸外国との交流を推進し、市民の多文化交流への理解を深める機会を提供します。

5 外国籍児童生徒学校生活支援助手の配置の促進強化

外国籍児童生徒と保護者をサポートする多言語に対応できるよう、外国籍児童生徒学校生活支援助手の配置を促進強化します。また、日本語教室未設置校にTJC(巡回型日本語指導コーディネーター)を派遣し、外国籍児童生徒の学校生活への適応を促進します。

外国人に関することで人権上問題と思うのはどのようなことですか。(複数回答)



資料：人権に関する市民意識調査(令和5年度)

関連するSDGsのゴール



7 感染症患者等

8 犯罪被害者等

現状と課題

医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方で、H I Vや肝炎といった様々な感染症に関する正しい知識と理解が十分に普及していないために、感染症患者等は、日常生活や職場、医療現場などで、偏見や差別、プライバシーの侵害に苦しむことがあります。

また、令和2(2020)年に世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症では、感染への不安や恐怖から、患者や家族だけでなく、医療従事者をはじめとする社会機能維持に必要な不可欠なエッセンシャルワーカーに対する偏見や差別が社会問題となりました。

こうした偏見や差別が起きてしまうのは、様々な感染症に関する正しい知識と理解の不足から、冷静な判断ができないことが大きな原因と考えられます。

感染症患者等が偏見や差別を受けることなく、地域社会で安心して生活できるよう、タイムリーに正確な情報を発信し、感染症に関する正しい理解を深めるとともに、偏見や差別意識の解消に向けた啓発を推進していく必要があります。

現状と課題

犯罪被害者やその家族などは、犯罪による直接的な被害だけでなく、心身の不調や経済的な問題、偏見や誹謗中傷による二次被害にも苦しむことがあります。

国は、犯罪被害者等の権利や利益を保護するため、平成16(2004)年に犯罪被害者等基本法を制定するとともに、平成17年(2005)年には犯罪被害者等基本計画を策定し、支援体制の整備を進めてきました。

本市では、令和6(2024)年に伊勢崎市犯罪被害者等支援条例を制定し、相談窓口の設置や見舞金制度の創設を行うとともに、警察や民間支援団体と連携しながら犯罪被害者等の支援を行っています。

しかしながら、犯罪被害者等が置かれている状況について、社会からの十分な理解は得られていないのが現状です。誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、犯罪被害者等への理解を深め、地域社会全体で支える意識を醸成していく必要があります。

施策の方向性

1 感染症情報の発信と啓発の推進

様々な感染症について正しい情報の発信を行います。また、H I V感染者が地域で安心して生活できる社会を目指し、伊勢崎保健福祉事務所と連携し、偏見や差別意識を解消するための啓発を推進します。

施策の方向性

1 相談・支援体制の充実と啓発の推進

関係機関と連携し、切れ目のない相談・支援体制を整備するとともに、犯罪被害者等に関する理解を深め、二次被害を防止するためのパネル展の開催など、効果的な啓発を推進します。

関連する
SDGsのゴール



関連する
SDGsのゴール



9 インターネットによる人権侵害

10 性的マイノリティ

現状と課題

インターネットは、情報の収集や発信、多様なコミュニケーションの手段として、私たちの生活になくてはならないものです。しかしながら、匿名性や情報発信の容易さを悪用し、差別的または差別を助長する書き込みや誹謗中傷、個人情報の流出など、様々な問題が発生しています。

国は、平成14(2002)年に特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)を施行し、インターネット上での誹謗中傷などの権利侵害が発生した場合のルールや手続を定めました。また、群馬県では、誰もがインターネットの恩恵を享受できる安全で安心な社会を実現するため、令和2(2020)年に群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例を制定し、相談体制の整備や啓発などの施策を推進していますが、問題の解決には至っていません。

インターネットによる人権侵害を防止するためには、市民一人ひとりがモラルを守り、インターネットを正しく利用することが重要です。

現状と課題

性的マイノリティは、性的指向が同性や両性に向いていたり、出生時に割り当てられた性別に違和感を感じたりしている人々の総称であり、日常生活の様々な場面において、偏見や差別に苦しんでいる人がいます。

国は、令和5(2023)年に性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律を施行し、性の多様性に関する理解の増進に係る施策を推進しています。

本市では、多様な性のあり方についての理解を深めるため、様々な啓発を行うとともに、ぐんまパートナーシップ宣誓制度に賛同し、宣誓者に対する行政サービスが提供できるよう体制を整備しています。

近年、性の多様性に関する社会的な関心が高まるにつれ、認知は進んでいる一方で、いまだに偏見や差別意識は残っており、性的マイノリティへの理解を深める啓発を推進していく必要があります。

施策の方向性

1 インターネットによる人権侵害を防止する啓発の推進

インターネットを利用する際のモラルやマナー、個人の名誉やプライバシーの保護に関する正しい理解を深めるための啓発を推進します。

また、状況に応じて、法務局などの関係機関と連携して対応を図ります。

施策の方向性

1 性の多様性への理解を深める啓発の推進

性の多様性への認識や性的マイノリティの人権に関する理解を深め、偏見や差別意識を解消するとともに、当事者の生きづらさを解消するため、パネル展の開催などの啓発を推進します。

関連するSDGsのゴール



関連するSDGsのゴール



11 その他の人権課題

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別は根強く、就職や住居確保における困難など、社会復帰を目指す際に厳しい状況があります。刑を終えて出所した人が社会復帰をするためには、本人の強い更生意欲に加え、家族や職場、地域社会の理解と協力が必要です。刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消するため、関係機関と連携し啓発を推進します。

北朝鮮による拉致問題

北朝鮮当局による日本人の拉致問題は、我が国に対する主権の侵害であるとともに、重大な人権侵害であり、国際社会を挙げて取り組むべき課題です。拉致問題の解決に向け、市民の関心と認識を深めるための啓発を推進します。

ホームレス

ホームレスの人数は全国的に減少傾向ですが、高齢化や長期化により社会的自立が困難な状況にあります。やむを得ない事情でホームレスになった人の中には、健康で文化的な生活ができない人が存在し、偏見や差別意識から嫌がらせや暴行を受ける事案も発生しています。ホームレスに対する偏見や差別意識を解消するため、関係機関と連携し啓発を推進します。

アイヌの人々

アイヌの人々は、独自の文化を有していますが、十分な保存・伝承が図られていないと見えず、また、アイヌの人々に対する誤った認識から、就職や結婚などにおいて、偏見や差別が依然として残っています。アイヌの人々に対する理解と認識を深めるための啓発を推進します。

第3章

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

- 1 家庭
- 2 地域社会
- 3 学校等
- 4 企業・団体等

① 家庭

現状と課題

家庭での教育は、各家庭の価値観に基づき行われるものですが、家庭教育は、あらゆる教育の原点といわれ、幼児期からの豊かな情操や思いやり、善悪の判断などの社会的なマナー、自制心や自立心など人格形成の基礎を培う上で重要な役割を担っており、人権教育の基礎を育む場として、その充実を図ることが重要です。

しかしながら、核家族化や少子化など家庭を取り巻く環境の変化に伴い、家庭における教育機能の低下が指摘されています。

このような中で、人権教育の基礎を育む場としての家庭教育の役割を再認識し、親自身が偏見を持たず、差別をしない、差別を許さないなど、日常生活の中で子どもに示していくことが重要です。

様々な学習の機会を捉え、各家庭において基本的人権を尊重する精神を身に付け、豊かな心を育む家庭教育を促進するための支援が求められています。

施策の方向性

① 家庭教育への理解促進

人権啓発標語や人権啓発ポスターなどの作品づくりに取り組む機会を設け、人権への関心を高めるとともに、PTAなどの団体と連携・協働し、家庭における人権教育の重要性について理解促進を図ります。

② 学習機会の充実

各家庭において基本的人権を尊重する精神が身に付くよう、家庭教育人権教育推進事業の実施や伊勢崎市人権学習会をはじめとする研修会を開催するなどして、学習機会の更なる充実を図ります。

② 地域社会

現状と課題

地域社会において、市民一人ひとりが生きがいを持って心豊かに暮らしていくためには、全ての人の基本的人権が尊重され、偏見や差別のない社会にしていくことが重要です。

しかしながら、地域社会では人間関係が希薄化している傾向があり、偏った見方や考え方から起こる人権侵害や間違った認識から起こる差別事象など、様々な人権課題が存在し、基本的人権が侵害される事象が発生しています。

そうしたことから、市民一人ひとりが、自他を認め、基本的人権の意義と重要性を認識し、身のまわりの人権課題について正しく理解するとともに、日常生活の中で豊かな人権感覚を身に付ける必要があります。

市民の人権課題に対する理解と認識を深めるとともに、身近な偏見や差別を見抜く感性や合理的なものの見方や考え方を養い、日常生活の中で豊かな人権感覚が育めるよう、学習機会の充実を図ることが重要です。

施策の方向性

① 人権教育に関する学習機会の充実

地域や学校関係者を対象に、伊勢崎市人権学習会をはじめ様々な人権課題をテーマにした研修会を開催するなどして、地域社会における人権教育に関する学習機会の充実を図ります。

② 人権教育に係る関係部局との連携

女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・外国人・インターネットによる人権侵害など、様々な人権課題に係る関係部局との連携を深め、人権教育・啓発事業の更なる充実を図ります。

3 学校等

現状と課題

学校や幼稚園においては、子どもの発達段階に応じて、人を思いやる心、正義や公正さを重んじる心などの人権尊重の精神に基づいた、豊かな人間性を育成することが大切です。

幼稚園では、人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、豊かな情操を養い、友達同士の関わりや助け合う活動を重視した指導が求められています。

小学校・中学校や中等教育学校では、社会生活に必要な基礎的な能力を身に付け、心豊かに成長する重要な時期であることを踏まえ、人間関係を育んだり、自然や社会との関わりの中から、様々な人権課題に気づき、自分自身の課題として解決しようとする児童生徒を育成する必要があります。

施策の方向性

① 発達段階に応じた指導の工夫

子どもの興味や関心を引き出し、主体的に学習ができるよう、発達段階に応じた指導の工夫に取り組みます。

② 体験を重視した効果的な指導の充実

自然体験や社会体験、高齢者や障害者との交流など、体験を重視した指導の充実を図ります。

③ 教職員の人権意識や指導力を高める研修の充実

人権意識を高め、人権問題を解決しようとする熱意や使命感を培うとともに、教科などの実践的指導力を高めるための研修の充実を図ります。

4 企業・団体等

現状と課題

企業や団体などは、その活動を通じて多くの市民や地域社会と深い関わりがあり、市民生活に大きな影響力を持っています。また、地域社会を構成する一員として、法令の順守や人権尊重の理念に基づく豊かな社会づくりに貢献する社会的責任を担っています。

多くの企業や団体などでは、人権の尊重に関する様々な取組が行われていますが、近年では、公正な採用選考の確立に加え、男女共同参画社会の実現や職場でのパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの各種ハラスメントの防止など、労働者の人権に配慮した取組が求められています。

今後も、研修会などを通じて、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発や多様な働き方への環境整備など、人権が尊重され、誰もが安心して働くことができる職場づくりのための人権教育・啓発に積極的に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

① 企業・団体等を対象とする研修会の開催

関係機関と連携して、公正採用選考人権啓発推進員*などを対象とする企業内人権啓発講演会を開催し、人権教育・啓発を推進します。

② 企業・団体等が実施する研修への支援

企業や団体などが実施する人権意識の高揚に資する研修など、自主的な取組への講師派遣や人権啓発DVD及び啓発資料の提供を行います。

* 公正採用選考人権啓発推進員：同和問題などの人権問題について正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を行うため、厚生労働省が従業員数が一定規模以上の企業などを対象に選任を勧奨している。

第4章

人権に関係の深い職業従事者に対する 人権教育・啓発の推進

- 1 教職員・社会教育関係者
- 2 医療・保健福祉関係者
- 3 行政・消防職員

① 教職員・社会教育関係者

教職員

子どもの人格形成に重要な役割を担う教職員は、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、熱意と使命感を持って教育活動を展開できる資質と指導力の向上が求められています。

そのため、教職員に対しては、市や各学校における研修などを充実させ、人権教育についての理解と認識を深め、資質と指導力の向上に努めます。

また、幼児児童生徒の「豊かな心」の育成のため、家庭や地域社会との連携をはじめ、高齢者や障害者との交流などの体験活動を推進できるよう積極的に支援します。

社会教育関係者

社会教育関係者は、地域社会において人権教育・啓発を指導・助言する資質や能力が求められます。これらの資質や能力の向上は、家庭や地域社会における人権教育・啓発の充実につながると考えられています。

そのため、社会教育関係者の人権に関する理解や認識が深まるよう、研修の更なる充実を図るとともに、豊かな人権感覚を身に付け、様々な人権課題に即した取組を推進する幅広い識見と知識を持った人材の育成を図ります。

また、幼児から高齢者まで、それぞれの段階に応じた多様な学習機会や学習方法の充実を図ります。

② 医療・保健福祉関係者

医療関係者

医師や看護師などの医療従事者は、人の生命と健康に直接関わることから、個人の尊厳について十分に配慮するとともに、患者やその家族のプライバシーの取扱いについて十分に理解することが必要となります。

また、治療方針を決める際のインフォームド・コンセント※に対する認識と配慮が必要とされ、患者の権利や人権意識に基づいた行動が求められます。

そのため、患者やその家族の人権がしっかりと尊重されるよう、人権に関する各種研修を実施し、人権に関する正しい理解と人権意識の高揚を図るとともに、自主的な取組が促進されるよう積極的に支援します。

保健福祉関係者

社会福祉施設職員などの保健福祉関係者は、市民の生活に直接関わりを持っているため、業務の遂行に当たっては、個人の尊厳やプライバシーの保護の重要性を十分に理解し、人権に配慮した行動をとることが求められています。

そのため、職務内容に応じて、高齢者や障害者などサービス利用者の立場に立ち、人権を尊重した対応ができるよう人権に関する研修や講演会を通じて、人権意識の高揚を図ります。

また、保健福祉関係者の自主的な取組が促進されるよう積極的に支援します。

※ インフォームド・コンセント：医師が、治療の方法、効果及び危険性などについて患者に十分な説明を行い、患者が理解・納得した上で、その治療方法について同意を得ること。

③ 行政・消防職員

行政職員

行政職員は、職務を通じて直接的または間接的に市民と深く関わることから、職員一人ひとりが人権感覚を身に付け、常に細心の人権的配慮を心がけることが求められています。

職員がそれぞれの行政分野において、人権を尊重した適切な対応が行えるよう人権に関する研修の充実を図ります。

さらに、職員が地域社会の一員として、地域社会における人権教育・啓発の推進について積極的な役割を担うよう努めます。

消防職員

消防職員は、地域住民の生命、身体及び財産を守る重要な役割を担っており、様々な災害や火災予防などの活動を通じて、市民生活と密接に関わることから、人権を尊重した適切な職務の遂行が求められています。

そのため、各種の消防業務を遂行するに当たり、人権尊重の理念を理解し、高い人権感覚を持って活動できるよう、災害現場でのプライバシー保護などの実務と結びついた人権に関する研修や指導を積極的に行うことで、消防職員の人権意識の高揚を図ります。

資料編

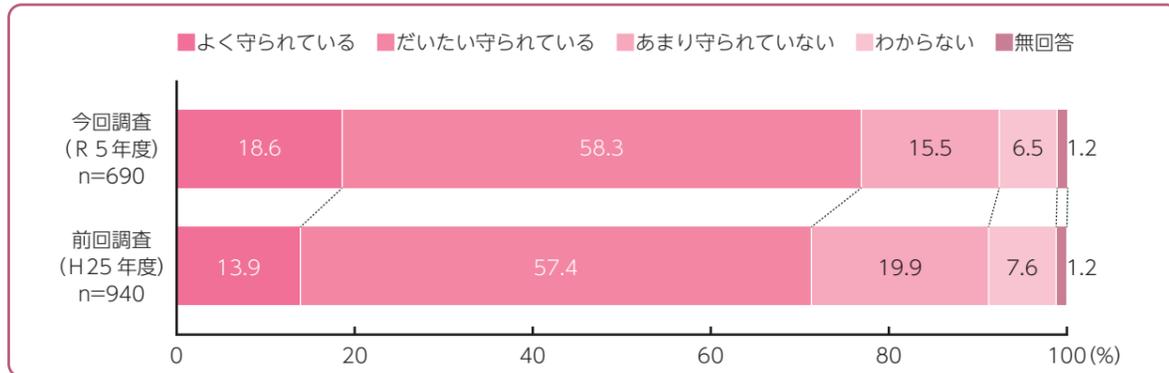
- 1 人権に関する市民意識調査の概要
- 2 人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画推進協議会設置要綱
- 3 人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画推進協議会委員名簿

1 人権に関する市民意識調査の概要

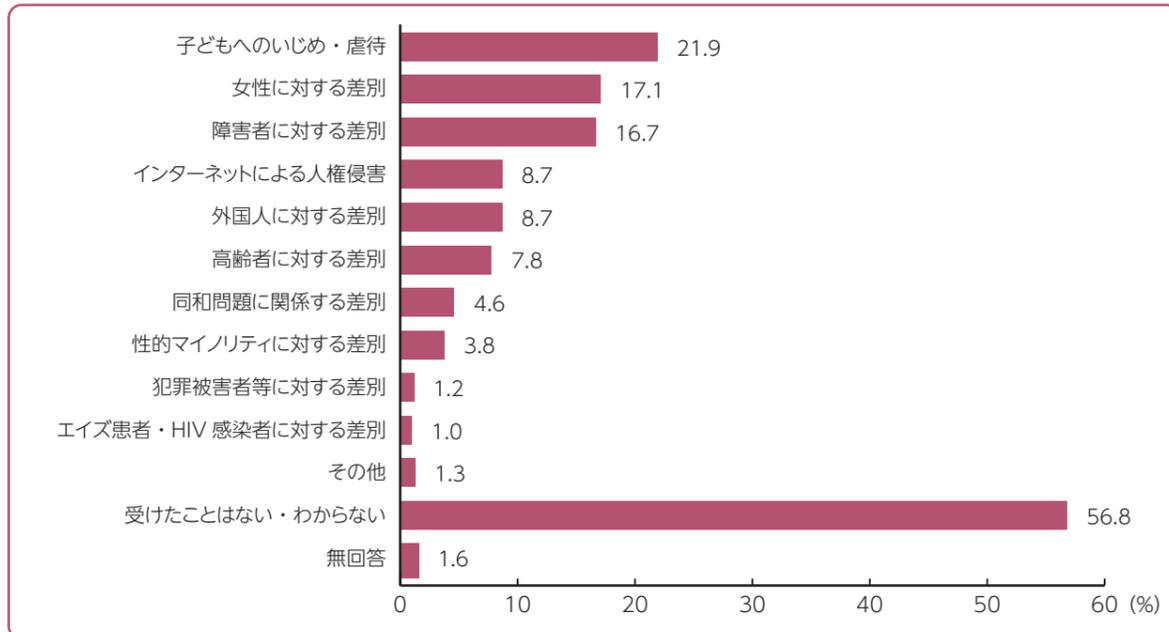
市民の人権に関する意識の動向を統計的に把握し、前計画の成果を検証するとともに、本計画の策定に向けた基礎資料とするため、人権に関する市民意識調査を実施しました。

調査対象	伊勢崎市に在住する満 18 歳以上の人 2,000 人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	調査票を郵送し返信用封筒にて返送又はインターネットで回答
調査期間	令和 5 年 10 月 4 日 (水) ~ 11 月 15 日 (水)
回収数 (回収率)	690 件 (34.5%)

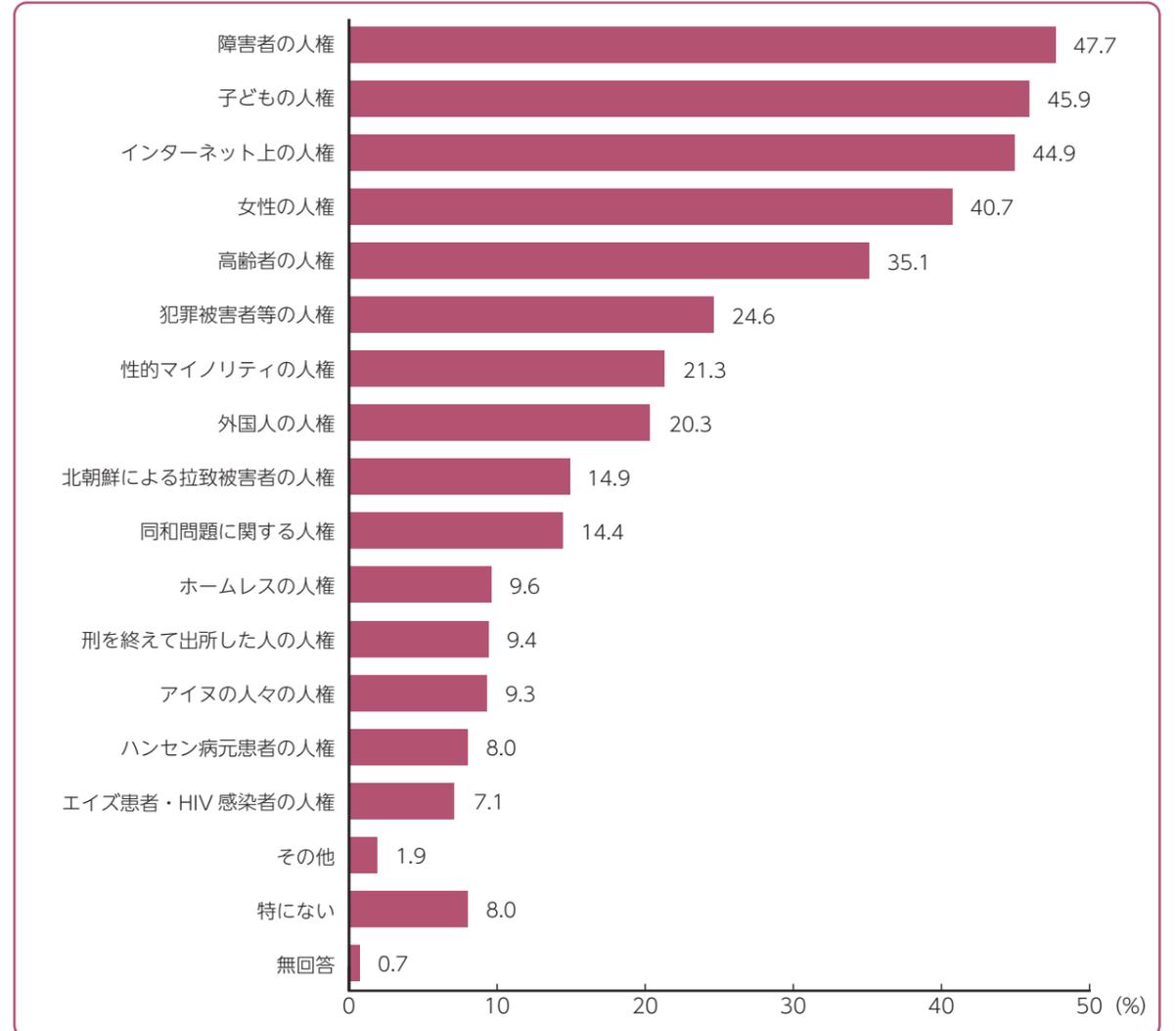
人権が守られていると思いますか。(単一回答)



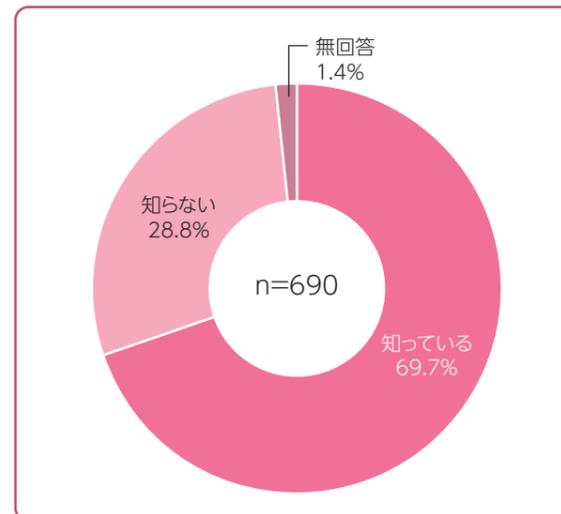
どのような差別や人権侵害を受けたことがありますか。(複数回答)



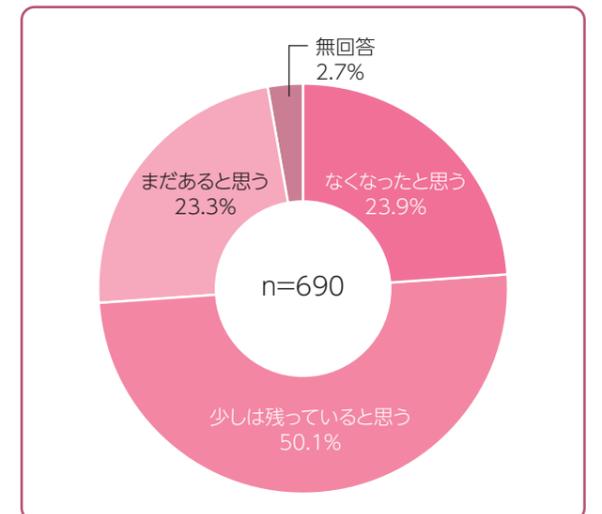
関心のある人権課題はどのようなことですか。(複数回答)



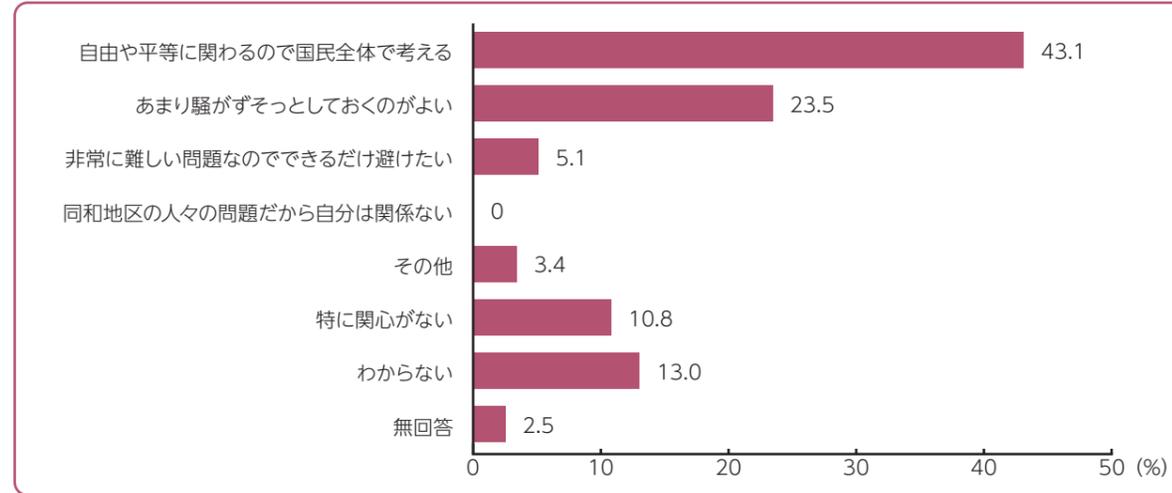
同和地区・同和問題を知っていますか。(単一回答)



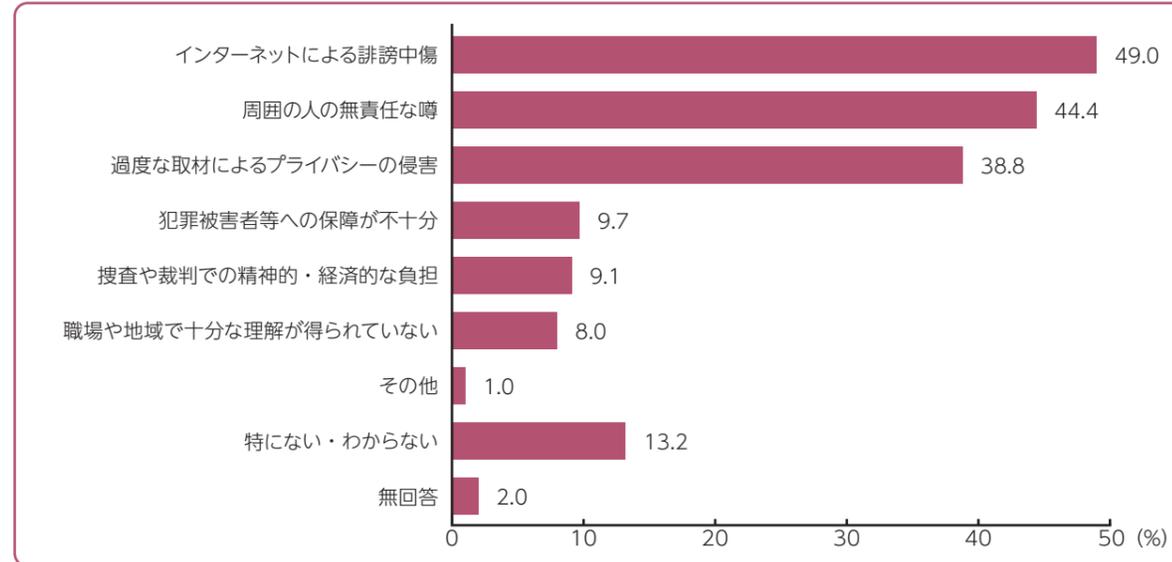
同和問題はなくなったと思いますか。(単一回答)



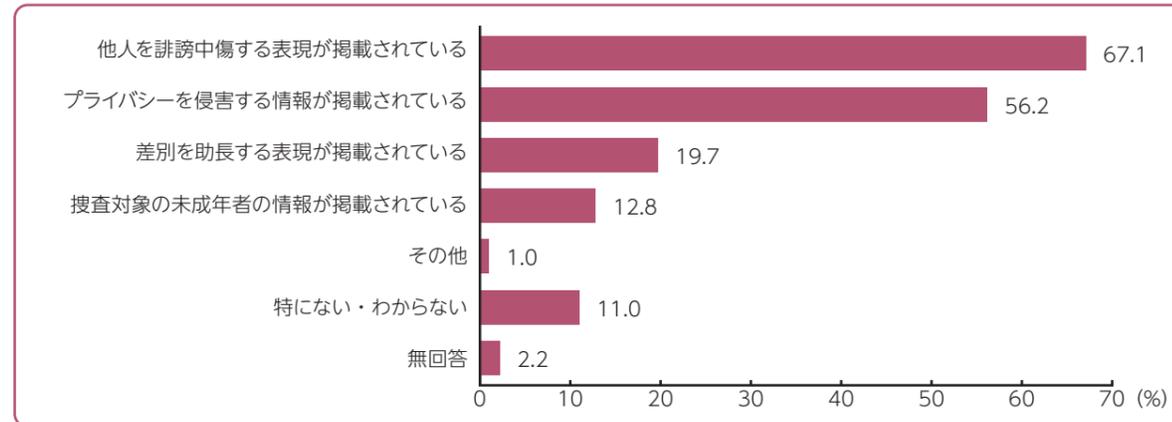
■ 同和問題についてどう考えますか。(単一回答)



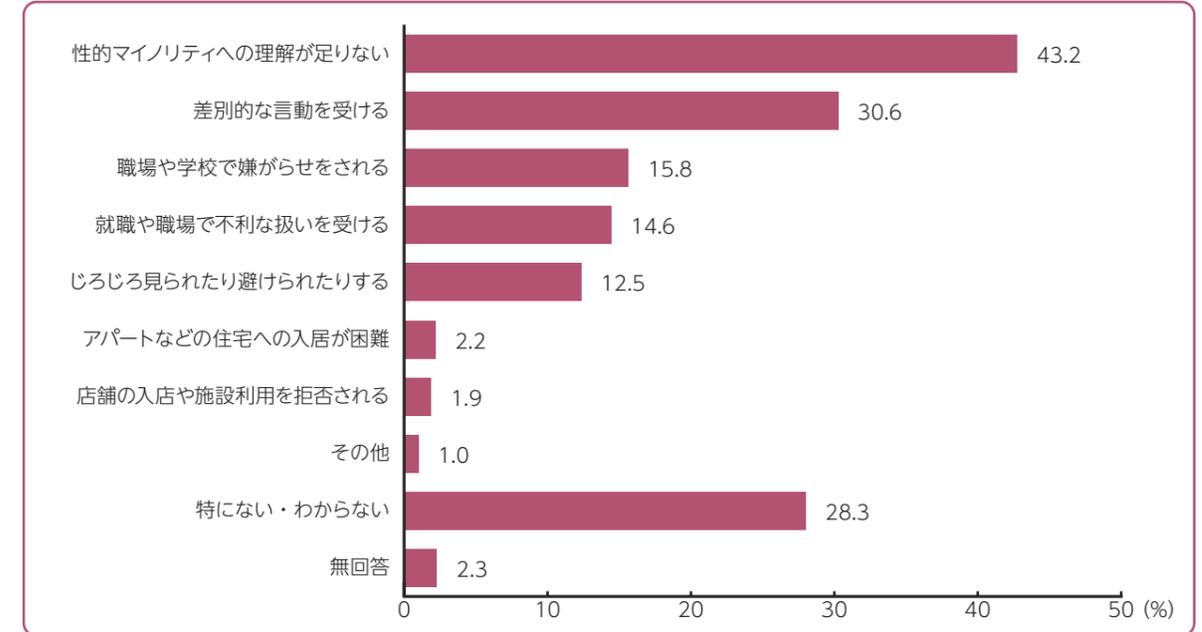
■ 犯罪被害者等に関することで人権上問題と思うのはどのようなことですか。(複数回答)



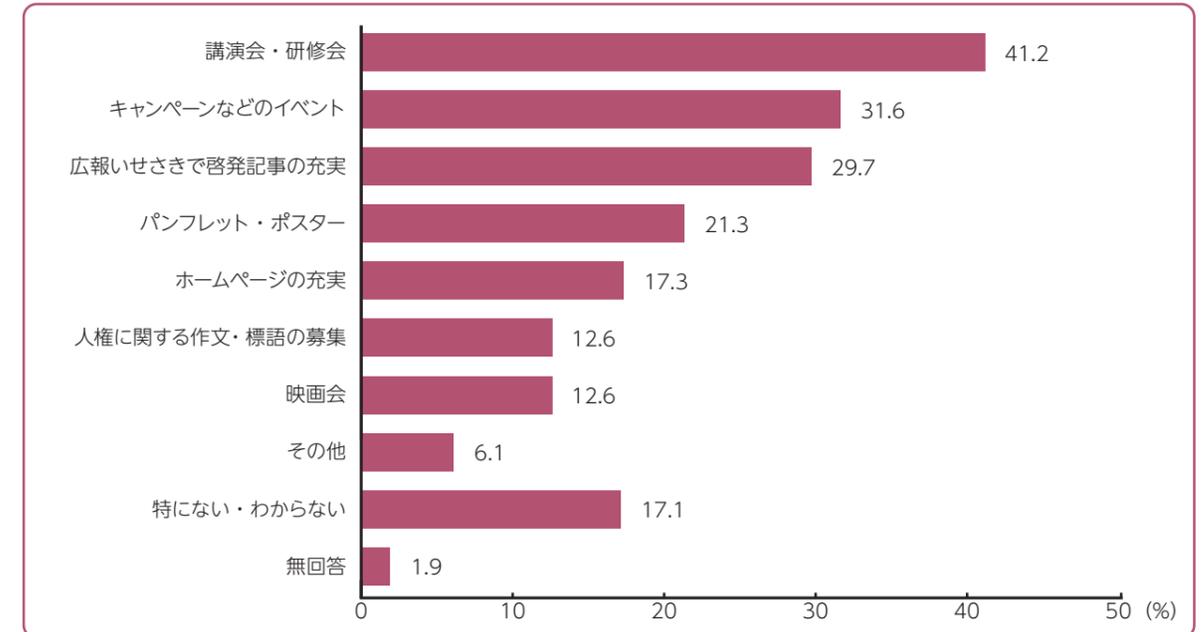
■ インターネットによる人権侵害で問題と思うのはどのようなことですか。(複数回答)



■ 性的マイノリティに関することで人権上問題と思うのはどのようなことですか。(複数回答)



■ 人権について理解を深めるためにどのような取組が効果的だと思いますか。(複数回答)



2 人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画（以下「基本計画」という。）を策定及び推進するため、人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本計画の推進に関すること。
- (3) その他基本計画について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民 2人以内
- (2) 学識経験を有する者 1人以内
- (3) 伊勢崎市市長会の代表者 1人以内
- (4) 伊勢崎市国際交流協会の代表者 1人以内
- (5) 伊勢崎市社会福祉協議会の代表者 1人以内
- (6) 伊勢崎市立小学校校長会及び伊勢崎市立中学校校長会の代表者 1人以内
- (7) 伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会の代表者 1人以内
- (8) 伊勢崎市老人クラブ連合会の代表者 1人以内
- (9) 伊勢崎人権擁護委員協議会の代表者 1人以内
- (10) 部落解放同盟伊勢崎市協議会の代表者 1人以内
- (11) 伊勢崎市身体障害者福祉団体連合会の代表者 1人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、会議を招集する時間的余裕がない、又は天災その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと会長が認めたときは、会議を省略し、書面による協議その他の方法によることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民部人権課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成26年3月31日決裁）から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

3 人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画推進協議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所属・役職等	備 考
木村 利依子	公募市民	
小谷野 ゆきみ	公募市民	
原田 桂	上武大学 講師	
澁澤 栄	伊勢崎市市長会 監事	副会長
関 勝巳	伊勢崎市国際交流協会 理事	
戸田 康一	伊勢崎市社会福祉協議会 所長	
清水 賢治	伊勢崎市小中学校校長会 人権担当	
吉田 仁	伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会 地区会長	
渡邊 孝	伊勢崎市老人クラブ連合会 副会長	
中島 啓元	伊勢崎人権擁護委員協議会 会長	会 長
関川 とし子	部落解放同盟伊勢崎市協議会 地区支部長	
安部 英明	伊勢崎市身体障害者福祉団体連合会 青年部長	